



2022年5月10日

各位

会社名 **株式会社ミツウロコグループホールディングス**
代表者名 代表取締役社長グループCEO 田島 晃 平
(コード番号 8131 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役グループ CFO 児島 和 洋
(TEL 03 - 3275 - 6300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、6月17日開催予定の当社第113期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入（変更案第11条第2項）

国会において「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が成立し、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー型株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席いただきやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、変更案第11条第2項を追加するものであります。

なお、第11条第2項の定款変更の効力は、第113期定時株主総会での決議に加え、当社が実施するバーチャルオンリー型株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件とします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入（変更案第13条）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設

するものであります。

- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則第 2 条を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 17 日（金曜日）

定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 17 日（金曜日）

※上記 1.(1)の変更につきましては、経済産業大臣および法務大臣の確認の状況によって、効力発生日が変更となる場合があります。

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p><u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除の経過措置)</p> <p>第 1 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の第106期定時株主総会終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等にかかる経過措置)</p> <p>第 2 条 定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>